

第2次千葉県歯・口腔保健計画骨子(案)

○ 策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 22 年度に策定した現行の「千葉県歯・口腔保健計画」の計画期間が今年度末で終了することから、歯科・口腔保健に係る課題とこれまでの施策を総括し、計画策定後の状況を踏まえ、第 2 次計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第 13 条の規定による計画
- (2) 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第 9 条の規定による計画
- (3) 本県の歯科口腔保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針
- (4) 市町村の計画策定や施策の指針
- (5) 県民その他の関係機関・団体の自主的・積極的活動の指針
- (6) 関連する県の計画との整合を図る

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間

○ 計画の目標

1 乳幼児のむし歯予防等の目標

- ・3 歳児におけるむし歯のない者の割合の増加
- ・3 歳児でむし歯がない者の割合が 80%以上である市町村の増加 等

2 児童生徒のむし歯予防等の目標

- ・12 歳児における 1 人平均むし歯数の減少
- ・12 歳児の 1 人平均むし歯数が 1.0 歯未満である市町村の増加 等

3 成人・高齢者の歯周病予防、歯の喪失防止の目標

- ・80 歳で 20 本以上を有する者の割合の増加
- ・60 歳代における咀嚼良好者の増加 等

4 歯科口腔保健を支える環境の整備に関する目標

- ・在宅歯科医療を実施している医療機関数の増加
- ・就業歯科衛生士数の増加 等

○ 施策の方向

1 生涯を通じた切れ目のない歯・口腔の健康づくり

- ・【乳幼児】市町村が実施している歯科健診等の充実
- ・【児童・生徒】学校における歯科健診や保健教育等の充実
- ・【成人】市町村における歯周病検診等の充実・口腔がん等の知識の啓発
- ・【高齢者】口腔機能の維持・向上の推進

2 障害のある人、介護を必要とする人等の適切な歯・口腔の健康づくり

- ・通院等による治療が困難な人への在宅歯科医療の充実
- ・巡回歯科診療車による施設等の心身障害児（者）への保健指導等の実施
- ・難病及び障害者等への歯・口腔の健康に関する知識の普及・啓発
- ・口腔機能の維持・向上の推進

3 歯科口腔保健を支える環境の整備

(1) 情報の収集及び提供

- ・地域間格差の縮小に向け、むし歯の状況などを市町村等に提供
- ・他地域における先進的取組等についての情報を収集し、市町村等に提供
- ・正しい歯みがきの習慣づけへの支援とフッ化物応用等の情報提供

(2) 市町村その他関係者の連携体制の構築

- ・口腔保健支援センターの設置・運営
- (住民に身近な歯・口腔保健サービスを実施している市町村との連携推進と市町村の取組への支援)
- ・医療・介護等各種関係機関・団体との連携の推進

(3) 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる人の確保及び資質の向上

- ・市町村の歯・口腔保健担当者等を対象とした研修等の実施
- ・市町村の歯科衛生士の配置の充実
- ・歯科医療関係者の確保と資質の向上に向けた研修等の実施

(4) 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制確保

- ・災害時に迅速に歯科保健医療サービスが提供できる体制の整備
(市町村及び関係団体との検討会や研修会の実施)
- ・災害時における口腔ケアの重要性についての普及・啓発

(5) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究

- ・県民の歯科疾患等の実態調査の実施

○ 歯・口腔保健の現状と課題

1 歯科疾患の状況

- ・幼児・児童生徒のむし歯は減少しているが、地域間の格差が解消されていない。
- ・成人の進行した歯周炎を有している人の割合がまだ高い状況にある。
- ・高齢者にとって自分の歯で噛むことは、生活の質の向上のためにも重要であるが、歯を 20 本以上保有している 80 歳以上の割合はまだ低い状況にある。
- ・高齢化の進展により、在宅歯科医療や誤嚥性肺炎の予防に向けた口腔ケア等の需要が増加している。

2 歯・口腔保健意識状況

- ・定期的な歯石除去や歯面清掃、健診を受けている成人や高齢者が少ない状況にある。
- ・デンタルフロス等を使って、歯のすき間の手入れをしている者は少なく、デンタルフロス等の使用が普及していない状況にある。

3 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの提供

- ・災害時に歯科・口腔の保健医療サービスを迅速に提供できる体制や、災害時における口腔ケアの重要性についての普及・啓発等が不十分な状況にある。